

相手の事業者が倒産してしまつた場合など、被害者救済が難しい場合が多いということを考えておきましょう。

賢い消費者になろう（悪質商法の撃退対策）

悪質商法の被害者にならないよう、自分で身を守ることできる『賢い消費者』を目指し、次のことを心がけましょう。

- ① 情報を集める
- ② 比較検討する
- ③ 安易に呼びかけに応じない
- ④ 本当に必要な契約か、よく考える

- ⑤ 知らない時は、はっきりと断る
- ⑥ 契約内容を確認する
- ⑦ 契約書類は保管する
- ⑧ 困った時は一人で悩まず、一日でも早く最寄りの消費生活相談窓口へ相談する

見守りが大切

高齢者や障害者を消費者トラブルから守るためには、家族や周りの方（近所の方・民生委員・ホームヘルパーなど）の見守りが大切です。

消費生活に関する相談窓口

役場産業課商工観光係

☎ 45・11111

愛媛県消費生活センター

☎ 089・925・3700

今年も申告をお忘れなく！

所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった方

町県民税の住宅借入金等特別税額控除について

控除しきれなかった分は住民税（所得割）から控除されます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除が減る場合があります。平成18年度末までに入居し、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

**申告期限
平成21年
3月16日
まで**



平成20年度以降、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

※平成11年1月1日～平成18年12月31日までに住宅を居住の用に供した方が対象です。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成21年3月16日までに、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税 都道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。（※申告書は2種類あり、役場税務課・申告受付会場で配布します）

住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法	申告書様式
所得税の確定申告を <u>されない方</u>	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出	第55号の3様式
所得税の確定申告を <u>される方</u>	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出（町の申告受付会場でも提出できます）	第55号の4様式